

2018年10月10日

Japan tax alert

EY税理士法人

日本においてBEPS防止措置実施条約(MLI)が発効

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

2018年9月26日に、日本は「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS防止措置実施条約、以下「MLI」)を寄託しました。これにより、日本においてMLIは2019年1月1日に発効することとなります。

日本とオーストラリア、フランス、イスラエル、ニュージーランド、ポーランド、スロバキア、スウェーデンもしくは英国との間の租税条約については、両締結国がその租税条約をMLIの対象とし、各国においてMLIが発効していることから、2019年1月1日から適用の条件を満たすこととなります。

詳細解説

背景

2017年6月7日、日本を含む67の国・地域は、経済協力開発機構(OECD)がパリで主催した署名式典において、MLIに署名し、その後複数の国が署名したことにより、2018年9月27日時点で署名国は84カ国・地域¹となっています。

日本においては、2018年5月18日に第196回国会(平成30年通常国会)においてBEPS防止措置実施条約は承認され、2018年9月26日に経済協力開発機構(OECD)の事務総長に寄託しました。これにより、日本においてMLIは2019年1月1日(寄託された日に開始する3カ月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日)に発効することとなります。

日本における適用の開始

日本はMLIの適用対象として39カ国・地域²の租税条約を選択しています。このうち、オーストラリア、フランス、イスラエル、ニュージーランド、ポーランド、スロバキア、スウェーデンと英国については、2019年1月1日までにMLIが発効することから、日本との租税条約について、次の様にMLIの規定の適用が開始されることとなります。

- ① 源泉徴収に関する規定は、2019年1月1日から適用が開始されます。
(ただし、イスラエルにおいては2019年1月1日以後に開始する課税期間の初日以後)
- ② ①以外の租税に関する規定は、2019年7月1日以後に開始する課税期間から適用が開始されます。
(ただし、イスラエルにおいては2020年1月1日以後に開始する課税期間)
- ③ ①と②にかかわらず、相互協議手続きの規定は、2019年1月1日以後に申し立てられた事案に関して適用されます。

ただし、スウェーデンとの適用開始については、日本・スウェーデン租税条約についてMLIの規定を適用開始するための国内手続きが完了した旨の通告をスウェーデンが寄託してから30日を経過した日となるため、スウェーデンからの通告について確認する必要があります。

日本と上記以外の国・地域との間の租税条約についても、今後条件を満たす場合に、順次MLIが適用されることとなります。

MLIの規定詳細や、日本及び各国の対象となる租税条約へのMLIの適用関係については、2017年7月14日付けEY Japan Tax Alert「[日本がBEPS防止対策の租税条約に関する多数国間条約に署名](#)」をご参照下さい。

-
1. アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ガンジー、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ジャージー、カザフスタン、韓国、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モリシャス、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ
 2. アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、エジプト、オーストラリア、オランダ、カザフスタン、カナダ、韓国、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スロバキア、チェコ、中国、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、フィジー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ルーマニア

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

西田 宏之
大堀 秀樹

パートナー
シニアマネージャー

hiroyuki.nishida@jp.ey.com
hideki.ohori@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181010

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp